

事務連絡
令和7年5月8日

各課等の長 殿

総務警防課長

ハラスメント防止の実践について

先日、消防長よりハラスメント防止宣言がなされ、その後、各課（各署）においても、実践項目を策定し、パネルで事務室等のよく目が届く場所に掲示していることと思います。

しかし、実践項目を策定し掲示しただけで実践しなければ全く意味がありません。

職員全員が各所属の実践項目を周知・徹底するとともに必ず実践し、ハラスメントを発生させない、許さない職場風土づくりを行ってください。

なお、各課（各署）の実践項目を集約しましたので確認してください。

担当	総務警防課	佐藤
内線	700-121	